

県職員公舎消防設備点検委託特記仕様書

1 一般事項

- (1) 本委託は、消防法第17条の3の3により消防設備等の機能を良好に維持するために点検を行うものである。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築保全業務共通仕様書 令和5年版』を適用する。

2 設備等点検開始前提出書類

- (1) 建築保全業務計画書 1部
- (2) 業務責任者通知書 1部
- (3) 作業点検資格者証の写し 1部
- (4) 入居者への作業通知 1部

3 設備等点検終了後提出書類

- (1) 委託業務完了通知書 1部
- (2) 点検結果報告書 正副各1部 ※ 消防庁長官の定める消防用設備等の点検報告様式による点検票及び写真を添付すること。
- (3) 改善箇所一覧（建物別） 1部

4 委託内容

- (1) 委託場所
別紙「点検対象箇所一覧」のとおり
建物毎に必要な消防法上の改善箇所調査を行うこと。
- (2) 点検時期
機器点検・総合点検： 8 ～ 10月
機器点検： 1 ～ 3月

5 業務担当者

点検対象箇所一覧にある消防用設備等の点検ができる資格を有する者を業務担当者として配置すること。

6 留意事項

- (1) 公舎居室のバルコニーにある金属製避難はしごの点検は、点検日時を当該入居者と相談の上決定し、格納箱より取出して行うこと。
- (2) 点検中に異常が見られた場合は、別途協議するものとする。